

『白氏文集』宋代諸本の系譜

戸崎 哲彦

はじめに

花房英樹（1914-1998）氏『白氏文集の批判的研究』（中村印刷株式会社 1960年）は白居易研究史、とりわけ書誌学の研究領域における金字塔であり、半世紀後の今日に至ってもこの一書を読破することは研究者の出発点となっている。その花房氏の数多い業績の一つとして、わが国に現存する那波道圓（1595-1648）刻本（日本・元和四年 1618年）の価値をあらためて広く認識せしめたことが挙げられる。その系統について該書「刊本の系譜」の結論（p 72）によれば、前後続集本が北宋の後期に至って先詩後筆に改編され、南宋においては改編を経ない蜀本と改編された蘇本とが通行し、那波本は南宋蜀本に属すとす。これは岑仲勉（1885-1961）氏「論『白氏長慶集』源流並評東洋本『白集』」⁽¹⁾にいう結論、蘇本・那波本を前後続集本、蜀本を先詩後筆本とする説に対する反論でもあった。花房氏の説は「宋本編訂」等（p 121、157、214、240、262）でも展開されており、爾来、日・中の中で踏襲されてほぼ定説となっている⁽²⁾。しかし果たして「現存の資料でいえば、北宋における刊本は、その末期を除けば、『前後続集』本のみであった」（p 86）、「ここに北宋刊本の初期本が成立した。中期に至り諸本が刊行されたが、その一本がやがて改編された。「先詩後筆」本が発生したのである」（p 72）といえるであろうか。浩瀚な資料と輻輳する考証には追隨をゆるさぬものがあるが、門外漢が考えても首肯しかねる所がある。たとえば那波本の祖本を南宋蜀本とする説の南宋蜀本とは晁公武『郡齋讀書志』等に見える前後続集本七二巻のことであり、那波本七一卷がこれを祖本としているならば、その後に一巻が削除されたことになるが、しかし朝鮮あるいは日本において中国伝来の「外集」を白居易『集』の旧に非らずとして敢えて一卷

(1) 『岑仲勉史學論文集』（中華書局 1990年、原載『歴史語言研究所集刊』第9本 1947年）。

(2) 今原和正「那波本」（『白居易研究講座（六）白氏文集の本文』勉誠社 1995年、p 232）、謝思煒『白居易集綜論』（中国社会科学出版社 1997年、p 138、p 152）、芳村弘道『唐代の詩人と文献研究』（朋友書店 2007年、p 328）。

全て刪削したとは常識的には考えにくい。また、氏は紹興年間刻本と那波本祖本が編次を異にしながら共に七一巻本であり、かつ内容がほぼ同じであることから両本に共通する北宋刊本を想定するが、そうならば那波本祖本は南宋蜀本以前に存在していたということになりはしないか。花房氏 (p 61, p 87) がいうように、確かに南宋蜀本が前後続集本であったとしても、なぜ那波本がそれを祖本とするのか、その積極的な理由を見出し得ないのである。むしろ平岡武夫等校定『白氏文集』(京都大学人文科学研究所 1971 年)「序説」が、那波本が南宋高宗の諱「構」を「双行注として機械的に削ってしまった」を挙げて「南宋本から出る」(p 17) とし、「前集後集の形をもつ白氏文集が南宋には存在していたといえる。おそらくは北宋本につらなるのであろうが、これ以上はたどれない」(p 18) というのが根拠になり得るであろう。ただし諱「構」双行注部分の誤削が一例に止まるのであれば偶然の例外ということは十分あり得る。また、「構」字が避諱であるとしても紹興年間 (1131-1162) のことであって晁公武『郡齋讀書志』(紹興二年 1151) 著録本より前にあることも十分考え得る。かつて岡村繁氏『『白氏文集』の旧鈔本と旧刊本』⁽³⁾ は「朝鮮系刊本・那波本の祖本については、南宋の陳振孫『直齋書錄解題』の文を根拠として、その所謂「蘇本」(改編本七十一巻)と対立する「蜀本」(前後続集七十一巻・外集)をこれに措定する学説が一般化していること前述のごとくである。しかしながら、こうした従来の通説に固執するかぎり、朝鮮系刊本・那波本の巻首總目が前後集七十巻だけに止まっている理由、北宋刊本以来連綿と存続していた外集一巻が朝鮮系刊本には脱落している理由」(p 329) 等を「解明することは恐らく頗る困難であろう」といって定説に固執することへの反省を促し、自ら「朝鮮系刊本・那波本の祖本は、五代後周より以後、北宋に入って外集が編纂追補される以前に、夙に成立していたのではないか」(p 327)、「北宋初頭の旧鈔本の面影を濃厚に伝える、由緒正しい旧刊本であったと推定される」(p 329) という仮説を提示された。今その顰に倣って、通説が多く根拠とする所を閲するに、その解釈に不足、不明、瑕疵や論理矛盾を覚えること一再ではない。

(3) 『東方学会創立五十周年記念・東方学論集』(1997 年) 所収。岡村氏が「現在における一応の定説」(p 313) を「三項に要約」できるとして挙げる第三項 (p 314) は主に本稿が問題とする花房氏の説である。

I 南宋諸刊本の系譜

まず、南宋における諸本の関係について、従来の説で引かれる著録資料を中心にみてゆく。

蘇本、杭本と蜀本

南宋本の種類と特徴の記録としてしばしば引かれるのが陳振孫『直齋書録解題』（淳祐六年 1246 以前、一に宝祐六年 1258 頃）⁽⁴⁾（以下、『解題』と略称する）巻 16 『白氏長慶集』七十一卷、『年譜』一卷、又『新譜』一卷の条であり、次のようにいう。

案「集後記」稱……。今本七十一卷，蘇本、蜀本編次亦不同，蜀本又有『外集』一卷，往往皆非樂天自記之舊矣。『年譜』，維揚李璜德劭所作，樓大防參政得之，以遺吳郡守李伯珍諫議刻之。余嘗病其疎略抵牾，且號爲『年譜』而不繫年，乃別爲『新譜』，刊附『集』首。

また、『解題』以前に完成している陳振孫『白文公年譜』（紹定三年 1230）（以下、陳『譜』）の「代宗・大曆七年壬子」条にも

杭、蘇集本皆作“六年”。

と見える。ここに今本、杭本、蘇本と蜀本の存在が知られる。

蜀本とは『解題』が「白氏長慶集」条の次に著録する「知忠州」何友諒『白集年譜』の底本であり、晁公武『郡齋讀書志』巻 18 に著録する『白居易長慶集』七十一卷」と同系本であるということは定説である。ただ、蜀本は蘇本と編次を異にし、かつ「外集」一卷を備える前後統集七二巻本である、つまり正集においては逆に「樂天自記之舊」の体裁を保持していたにも関わらず、なぜそれを著録せず、改編本に過ぎない先詩後筆七一巻本を著録してその解説中で言及するのみなのか、重大な問題であるにも関わらず、従来の説では触れられていない。

『解題』は杜甫、韓愈、柳宗元の集本では複数本著録しているが、その前に置く「王右丞（維）集十卷」の条に「建昌本與蜀本次序皆不同，大抵蜀刻唐六十家集多異于他處本，而此集編次尤無倫」とある。これは著録する唐六十家の蜀本に対する総括であろう。その上で「李翰林（白）集三十卷」に「蜀本蓋傳蘇本」，「杜工部（甫）集二十卷」に「蜀本大略同，而遺文入正集中，則非其舊

(4) 前者は何廣棧『陳振孫之生平及其著述研究』（文史哲出版社 1993 年 p 186、p 358），後者は武秀成『晁公武・陳振孫評傳』（南京大学出版社 2006 年 p 305）。

也」といって「白氏長慶集七十一卷」が続き、さらに後にも「李文公（翱）集十〔八〕卷」に「蜀本分二十卷，集中無詩，獨有『戲贈』一篇，拙甚，決非其作也」，「李衛公（德裕）備全集五十卷」に「比〔此〕永嘉〔集〕及蜀本三十四卷之外，有『姑臧集』五卷、『獻替記』、『辨謗略』等諸書共十一卷。知鎮江府江陰耿秉直之所輯，……衛公三爲浙西，出入十年，皆治京口，故秉直其集」といって蜀本の非を説く。これらによれば陳振孫は複数の集本から取捨選択して著録していること，かつ蜀本を重視していないことが知られる。『白氏長慶集』について蜀本を著録していないのもこのような蜀本軽視の故であろう。そうならば陳振孫は蜀本の外集に止まらず，正集さえも疑っていたのではなかろうか。たとえば何友諒『年譜』を著録して「其辨『李崖州三絶』非樂天作，……與余暗合，因並存之，詳見『新譜』末章」というのは陳『譜』の「會昌六年」の条に「『舊譜』云：李德裕貶崖州，公有詩三首，……。六年四月，德裕貶崖，而公之卒不記其月。按此蓋未嘗見『神道碑』，而此詩『集』中無有」と見える。その詩は那波本の巻20に収める「李德裕相公貶崖州三首」を指すが，「杭、蘇集本」に載っていないことを挙げる。さらに穿鑿すれば，陳振孫は蘇本系を本来の形と考えていたときえ思われる。明刊本が先詩後筆七一卷本の系統を継いだのも『解題』が非難するようにただ「外集」が疑わしいからだけでなく，すでに蘇本系を正統と考える向きがあったからではなかろうか。

蘇本は「吳郡守李伯珍諫議刻之」を指す。「吳郡」は蘇州。陳振孫「年譜後序」にも「吳郡所刊『白氏長慶集』，首載李璜德劭所爲『譜』。（缺）參政樓公稱之，以屬諫議李公訪求而刻焉」という。樓鑰によって李璜『年譜』が吳郡守の李伯珍に託され，それを附して『白氏長慶集』が刊刻された。李伯珍，名は大異，范成大『吳郡志』（紹熙三年1192）巻11「題名」によれば，嘉定元年（1208）四月到吳郡，三年正月差知太平州。附李璜『年譜』本は嘉定二年の刊刻（嘉定本と略称）と考えてよい。以上はほぼ定説である。ただ，樓鑰「檠菴居士（李璜）文集序」には「嘗取『白氏長慶詩譜』，録寄吳門使君李諫議，既爲刊于『集』後」とあり，李璜『年譜』以外に『白氏長慶詩譜』があったわけではないから，刊刻の際に改名されたのであろう。そうならば，「疎略抵牾」の所があったとはいえ，「號爲『年譜』而不繫年」との酷評は作者にとっては不本意であろう。また，計有功『唐詩紀事』巻38「白居易」は李璜『年譜』に基づいているという説もあるが⁽⁵⁾，「詩譜」にして「不繫年」という特徴が合わないだけでなく，『紀事』の「六年八月薨東都，贈右僕射，時年七十五」という記載，さら

に貞元十六年の条の「李商隱銘」の引用も陳『譜』に引く李『譜』とは合わない⁽⁶⁾。

では、杭本とは何か。陳『譜』後の完成である『解題』が著録する集本は『白氏長慶集』七十一卷、『年譜』一卷、又『新譜』一卷』の一種のみであり、杭本の名が見えない。そこで「蘇本、蜀本」とは編次の異なる二系統をいうものであり、杭本が蘇本に極めて近いために、少なくとも蜀本との対比においては同系と見做してよい程のものであったために、「蘇本」で代表したと考えられる。通説はこの立場であろう。早くは清・汪立名編『白香山詩集』の「凡例」に「宋鈔吳、蜀本各有『年譜』一卷」といい、また汪氏『白香山年譜』末で『解題』の著録する李陳二『譜』と何『譜』の三種を挙げて「按此即所謂吳、蜀本也」というも李『譜』と陳『譜』の所拠本ともに呉本つまり蘇本と見做したものである。李『譜』を附したのが蘇本であり、李『譜』と陳『譜』の二種を附したのが「今本」である。だとすれば、なぜ陳『譜』しか伝わっていないのか。汪氏が陳『譜』末の按語に「今『白集』錢考功本、並依吳門宋刊、獨無李璣『譜』、不知何時刪去」と懷疑する所以である。

附陳振孫『年譜』刻本

しかし陳『譜』を附した集本はそれだけではなかった。陳『譜』末の「白文公年譜跋」に次のようにいう。

香山居士『長慶集』舊刊於郡之思白堂，因以一帙遺湖南林漕，復書乃以陳直齋所編『年譜』見囑，謂有『文集』而無『年譜』，不幾于缺典乎。得此，喜爲完書，鈔梓以冠于『集』首，亦可以訂香山之出處云。端平甲午（元年1234）重午，漢國趙善書。

この附陳『譜』刻本（端平本と略称）は岑仲勉、花房（p 72）をはじめ、今日に

(5) 清・汪立名『白香山年譜』の末に「惟『唐詩紀事』略有譜，……頗如陳氏所謂“疎略抵牾，號爲『年譜』而不編年”者，大都仍吳本之誤也」，王仲鏞『唐詩紀事校箋（上）』（巴蜀書社1985年 p 1045）に陳『譜』中の「首載李璣德劭所爲『譜』」を引いて「疑即此譜之所本。蓋『陳譜』及『直齋書錄解題』著録之忠州何友諒『白集年譜』，計氏皆不及見也」。

(6) 王氏『校箋』の「前言」（p 4）は「自序」に「地僻罕聞見」「敏夫閑居」とあることなどに拠って紹興十六年（1146）から秦檜による「退職閑居達十年以上」の間に完成したと推測するが、計有功は四川の人であり、秦檜死後は知眉州（紹興二八年）、利州轉運判官（三〇年）、知嘉州（三一年）等、四川の官を歴任している。何『譜』は忠州における乾道九年（1173）前後の撰、『紀事』は王禕慶「序」によれば慶元七年（1201）以前に完成。また「自序」には「老矣無所用心」「灌園居士臨邛計敏夫有功」という。致仕後に故郷で執筆したのであれば何『譜』を見ているであろう。

至るまで蘇本と見做されている⁽⁷⁾。その根拠に言及しているのは岑仲勉のみであり、「振孫生於浙，必據蘇本入録，故曰七十一（卷）」（p 49）とした上で「『蘇志』端平初守蘇者無趙善，其官待考」「吳郡冠陳譜本」（p 53）という。しかし「振孫生於浙」は「據蘇本入録」であることの根拠とはならない。陳振孫は湖州安吉縣の人であり、湖州は北の蘇州と南の杭州との間に位置しているが、強いていえば蘇州よりも杭州に近い。端平本が陳『譜』を有するものであるが故に安易に嘉定本「蘇本」の系統と見做したのが実際ではなからうか。

嘉定本は李『譜』を附していたが、端平本の「舊刊」思白堂刻本は「有『文集』而無『年譜』，不幾于缺典乎」，つまり『年譜』が無かった。ならば端平本は嘉定本つまり蘇本の系統ではないと見做さざるを得ない。さらにいえば形態も異なっており，嘉定本では李『譜』を「刊于『集』後」，端平本では陳『譜』を「冠于『集』首」しており，李陳二『譜』をもつ「今本」は「刊附『集』首」，つまり李『譜』を集後に附した嘉定本に陳『譜』を集首に加えたものということになろう。従来の説では附二『譜』本を端平本と同一視しているわけであるが，「有『文集』而無『年譜』」等の記述は，陳『譜』が批判するように，たとえ李『譜』が杜撰なものであったとはいえ，その存在を無視したものではなからう。また故意に李『譜』を削除した，あるいは李『譜』を附す以前の底本を用いたとも考えにくい。現に「今本」では李『譜』を「病其疎略抵牾」と非難しながらも陳『譜』と共に附していた。だとすれば端平本と附二『譜』の「今本」は別の刻本と考えるべきであろう。別本ならば陳『譜』のみを附した端平本があったわけであるから，汪立名の疑問も説明できる。では，別本であったとしても蘇州刻本なのであろうか。蘇本の系統であれば，附李『譜』本（嘉定二年 1209）の後に陳『譜』（紹定三年 1230）が完成して附陳『譜』本（端平元年 1234）が刻され，さらに後に附李陳二『譜』本（『解題』以前）が刻されたことになって甚だ不自然である。また，仮に附陳『譜』本（1234年）が附李陳二『譜』本の後（1231～1233年）であったならば，むしろ李『譜』を削除したことになる点，時間的に接近している点において更に不自然である。

そこで注目したいのが「湖南林漕復書，乃以陳直齋所編『年譜』見囑，……

(7) 平岡武夫・今井清校定『白氏文集』（京都大学人文科学研究所 1972年）「序説第二」（p 26）、神鷹徳治「明版諸本」（『白居易研究講座（六）白氏文集の本文』勉誠社 1995年 p 124）、謝思焯『白居易集綜論』（中国社会科学出版社 1997年 p 149）。

得此，喜爲完書，鍍梓以冠于『集』首」という記述である。まず，特筆すべき陳振孫とその『年譜』についての紹介が皆無に等しい。これは一般の「序」「跋」と比べて不自然である。次に，湖南転運使林氏が趙氏に陳『譜』を送って刊刻を慫慂したものであり，陳氏に求めたのでもなければ，陳氏が自ら託したのでもないように読める。況や陳『譜』の「後序」には「猶恨孤學謏聞，未必能逃目睫之譏，不敢傳之他人，惟以自備觀覽而已」とあり，しかも陳『譜』は「紹定庚寅（三年 1230）孟夏十有二日『譜』成」であるが，附陳『譜』本は「端平甲午（元年 1234）重午」の日付をもつ，つまり陳氏自身は公開を憚っていたが，四年足らずの内に，林氏の手へ渡り，更に趙氏の手を経て刊刻されているのである。何廣棧（p 533）も「年譜後序」と刊刻年の関係に疑念を抱き，湖南林氏が得たものは陳氏の稿本ではなく，過録本であろうとして「其間應有種種未揭之秘，惜文獻無徵」と結論する。これを補説すれば，「因取『新舊史』『實録』等書及諸家傳記所載，參稽互考，……次第審訂，粗得詳確，恨孤學謏聞」以下には，周到な考証であることを自負しながら，不必要に長い，過度の謙遜を示しており，その慎重さは同時に警戒心の現れであるようにも読み取れる。陳『譜』は李『譜』を批判することが多く，その言は時に酷烈であり，しかも陳「後序」には「參政樓公稱之，以屬諫議李公訪求而刻焉。……其疏略抵牾，有不可枚舉者，攻媿（樓鑰の号）號博洽，不知何獨取此」といって非難は時の「參政」副宰相の見識にまで及ぶ。刊刻に関与した者がまだ在世であるために公開を憚ったとも考えられるが，陳『譜』（紹定三年 1230）の完成は李璜（紹興中）、樓鑰（1137-1213）の卒後のことであり，李大異も嘉定中（1208-1224）には卒している⁽⁸⁾。他に考えられるのは「紹定庚寅（三年 1230），余始取其本而觀之（附李『譜』蘇本），……。家居無事，因取『新舊史』『實録』等書，……。孟夏十有二日『譜』成」という「家居無事」である。これは当時何らかの事由で官職を離れていたことを告げている。何廣棧（p 109）、武秀成（p 276）等，通説では紹定元年（1228）に興化軍通判から軍器監簿に，端平元年（1234）に諸王宮大小学教授に遷ったとするが，武秀成（p 276）が何廣棧説を補足してのように軍器監簿が「儲備人才以待昇遷的處所」であったならば，在任が「達六年之久」（p 277）であるのは長すぎよう。興化軍通判後に「家居」の時期があったのではなかろうか。

(8) 嘉定三年（1210）に知平江府から宝謨閣学士・知建寧府に遷り，六年に帰郷。葉適「風雩堂記」によれば嘉定七年十月までは在世。

また、興化軍通判（従七品）から軍器監簿（従八品）へ遷ったならば降格であるから、「家居」は丁憂の故ではなく、罷免の可能性が高い。先の謙辞と警戒心はそのことと関係がありはしないか。いずれにしても刊刻の裏には不可解な事情が潜んでおり、その原因について今は待考とするしかないが、少なくとも作者陳振孫の諒解を得ないで陳『譜』を附して刊刻したものと理解してよからう。そうならば端平本と附二『譜』本が同一でない可能性は愈々高く、附二『譜』本が蘇本系統であれば、端平本はそれ以外の系統ということになる。

端平本の系統を知る上で直接の根拠となるのは署名「漢國趙善書」と地名「舊刊於郡之思白堂」である。署名については、岑氏が「『蘇志』端平初守蘇者無趙善，其官待考」というのを始めとして今日でも「趙善」二字を姓名と考える者が多い⁽⁹⁾。たしかに理宗の端平年間前後に趙善なる者は二、三知られる⁽¹⁰⁾。しかしいずれもその人ではなからう。そのように判断するのは「趙善書」三字が姓名と考えられるからである⁽¹¹⁾。その根拠の一つが「趙」姓に冠する「漢國」であり、これは籍貫ではなくて封爵号であって封漢國公を踏襲した者、宋朝宗室の出身が考えられる。次に、「趙」姓で「善……」二字の名は多くが太宗九子の七世孫、つまり宗室である。『宋史』卷224～卷233「宗室世系」に「趙善……」なる者約三千人が録されており、大半が太宗九子七世孫であり、寧宗朝から理宗朝の人である。「端平」は理宗の年号であるから、時代的にも合致する。ただし「宗室世系」の中に「趙善書」の名は見えず、管見によれば、『〔弘治〕徽州府志』卷4「職制志」、『〔乾隆〕福建通志』卷24「職官」、卷35「選舉」、『〔道光〕重纂福建通志』卷93「職官」、卷150「選舉」に見えるが、太宗第四子商王趙元份の七世孫であること以外では⁽¹²⁾、泉州晉江県人、宝慶二年王会龍榜進士、宝慶中（1225-1227）奉議郎を以って徽州通判と為り、紹定（1228

(9) 陳捷「白氏文集の宋版諸本について」（『白居易研究講座（六）白氏文集の本文』p 94）、謝思煒（p 150）、武秀成（p 278）。

(10) 『〔嘉慶〕四川通志』卷123「選舉志」に淳熙二年乙未（1175）科詹駮榜、廣安軍人、また「附淳熙中（1174-1189）進士年分無考者」に順慶人が見える。『〔光緒〕湖南通志』卷112「職官志」によれば理宗朝に知寶慶府、『〔嘉靖〕廣信府志』卷7「職官志」によれば淳熙間に知信州。

(11) 何廣棧（p 534）は「趙善書」とするが、朱彝尊「白香山詩集序」を引いて「自宋李伯珍刊之，吳郡何友人諒刊之，忠州二本均有『年譜』」とする断句は「自宋李伯珍刊之吳郡，何友人諒刊之忠州，二本均有『年譜』」がよい。

(12) 『〔道光〕福建通志』卷150「選舉」に「太宗第四子簡王元份七世孫」。『宋史』によれば太宗四子元份は商王。「簡」は「商」の訛字か。

-1233) 後、淳祐間(1241-1251)に知漳浦縣であったことが知られるのみであり、「白文公年譜跋」との関係を知る手懸りにはならない。また、『福建』にいう太宗九子七世孫趙善書と『徽州』にいう徽州通判趙善書が同一人物であるのかどうか未詳であり、さらに「年譜跋」の作者と同姓同名である可能性もないとは言えない。

では、「郡之思白堂」はどうか。それが白居易がかつて居た杭州、蘇州、江州、忠州の地であろうことは容易に想像される。白公祠に類するものは各地に多いが、「思白堂」の名は少なく、管見によれば陳師道「思白堂記」(元豐六年1083)、〔咸淳〕臨安志〕卷79「寺院」と范成大『吳船録』(淳熙四年1177)に見える。前者は杭州の西湖東洲保寧寺に在り、後者は江州の治後の庾樓の下に在った。江州の「庾樓」は、陸游『入蜀記』中、乾道六年(1170)八月に江州城や廬山を訪れた時の記録にも見えるが、思白堂については言及がない。しかも陸游は廬山東林寺本に触れて「建炎中又壞於兵。今獨有姑蘇版本一帙、備故事耳」というのみであって江州本の存在をいわないから、『長慶集』舊刊於郡之思白堂』の地であったとは考えにくい。少なくとも乾道六年以前のことはない。いっぽう蘇州は端平元年以前に陳『解題』にいう李大異本があり、また范成大『吳郡志』の趙汝談「序」(紹定二年1229)にも「將復刊『石湖集』、與『白氏長慶集』并行」というように、その覆刻本が出された地であり、さらに当時たしかに思賢堂、三賢堂なるものもあった。しかし范成大「思賢堂記」(紹興三二年1162)に「思賢堂、舊名思賢亭、以祠韋應物、白居易、劉禹錫、後改曰三賢堂。紹興二十八年、郡守蔣璩建。三十一年、郡守洪遵又益以王仲舒及范文正公二像、更名思賢」というように、それらは白居易のみを祀った祠堂ではなく、清・錢大昕「虎邱創建白公祠記」にも「自郡學名宦祠而外、未有專祠」という。さらに王謇『宋平江城坊考・附録』(民国一四年1925)「思賢堂」条に「嘉定十四年(1221)、蔡奎修、後圯。淳祐(1241-1252)、史宅之即故止建堂、奉理宗御書。徐鹿卿繼之、亦以御書奉安其内」、〔凝香堂〕条に「在思賢堂西。…端平三年(1236)、張嗣古移思賢堂韋、王、白、劉、范五像於中祀焉」というように、思白堂と呼ばれた記録は見当たらない。いっぽう杭州は、『管見抄』(内閣文庫藏)に抄録されている北宋・景祐四年(1037)杭州刻本(以下、景祐本と略称する)があり、その後もこの地で覆刻されたことは陳『譜』に「杭集本」が見えることによっても明らかである。「思白堂」は杭州のそれと考えるとよからう。そこで「舊刊」の地が杭州であるとすれば、端平元年(1234)刻附陳氏

『年譜』の『白氏長慶集』七一卷も杭本の系統であり、二『譜』を附した蘇本系の「今本」とは異なる。陳振孫は嘉熙三年（1239）から約二年の間、浙西提挙司の任にあり、浙西提挙司は平江府に置かれていたから、「今本」はこの時に刊刻されたのではなからうか。蘇州は政和三年（1113）に平江府に昇格。

杭本、蘇本と紹興本との関係

そこで再考を要するのが現存（北京図書館蔵）する紹興年間刻本（以下、紹興本と略称する）との関係である。今日、紹興本は杭州での刊刻とする説が有力であり⁽¹³⁾、そうならば紹興本は陳『譜』にいう杭本、さらに端平本に連なるものということになる。しかしこの説はいくつかの点で確証を缺く。

まず、版心に見える刻工の中で「牛實」は臨安府紹興九年刻『文粹』、紹興府紹興三年刻『資治通鑑』、平江府紹興四年刻『呉郡圖經續記』、平江府紹興三年(?)刻『杜工部集』にも参加しており、また「余竝」も臨安府刻『廣韻』、紹興府紹興一六年刻『事類賦注』、婺州刻『周禮注』にも参加しているから、杭州以外の浙江周辺の地である可能性も否定できない⁽¹⁴⁾。次に、所収上の特徴からみれば、そもそも紹興本は先詩後筆本にして「外集」のない七一卷本であり、この基本的な特徴は陳氏のいう「今本」「杭、蘇集本」と共通するが、この他にも、陳『譜』の「會昌六年」条に「『舊譜』云：李德裕貶崖州，公有詩三首，……。而此詩『集』中無有」，「大曆七年」条に「見公自爲「墓誌」，……杭、蘇集本皆作“六年”」，陳『解題』の「白氏長慶集七十一卷」条に「墓誌」乃云“集前後七十卷”という特徴、つまり那波本にあり蜀本にもあった「李德裕相公貶崖州三首」がない点、逆に那波本や蜀本にない「醉吟先生墓誌銘」があった点でも「今本」「杭、蘇集本」は紹興本と一致している。したがって杭州と蘇本は同系であり、かつ二本は今日の紹興本にも淵源するものと解することができる。しかしこれを以って紹興本と同じであると断定することはできない。蘇杭両本あるいはその一方にあって紹興本にないものがあるからである。『解題』に「案『集後記』稱“前著『長慶集』五十卷，元微之爲「序」；『後集』二十卷，自爲「序」；今又『續後集』五卷，自爲「記」。前後七十五卷。

(13) 北京図書館編『中國版刻圖録』（文物出版社 1961 年）第 1 冊「白氏文集」条（p 10）に「紹興間杭州地區刻本」、宿白『唐宋時期的雕版印刷』（文物出版社 1999 年）「例表一」（p 86—87）「白氏文集」条に「臨安府刻本」。

(14) 陳捷（p 101）は紹興本『三國志注』と紹興杭州刊本『管子注』でも共通の刻工がいることを挙げて「浙江地方の刊本」というが、二書とも『唐宋時期的雕版印刷』は臨安とする。

時會昌五年也」と引かれている「集後記」は『管見抄』に抄録する景祐本や那波本に収める「白氏集後記」であり、陳氏所見本がこれを収めていたことが知られるが、紹興本はこれを収めていない。

そこで翻って景祐本との関係を見れば、それは杭州での刊刻本であるから、紹興本が杭本に属すと仮定するならば、景祐本を継承してよい。花房(p 82、p 248)も景祐本の巻72「外集」の「詩篇」のみが削除されたものが紹興本七一巻であると理解する。景祐本は巻72に「白氏集後記」から「墓誌銘」までの計十篇を収めており、たしかに「墓誌銘」を有する点では紹興本と景祐本は共通する。しかし「白氏集後記」の有無が顧慮されていないのはなぜか。後に花房がいう「南宋初年(一一三二-)に刊行された、いわゆる紹興本は実は北宋刊本を改編した一本となり、白氏の形態から大きく離れていたのである。ために「白氏集後記」が実体に沿わなくなり、ついに棄却されてしまったのである」⁽¹⁵⁾との説はあまりに短絡的であって首肯できない。陳『解題』で「案「集後記」稱“前著『長慶集』五十卷，元微之爲「序」；「後集」二十卷，自爲「序」；今又「續後集」五卷，自爲「記」。前後七十五卷。時會昌五年也。”というのは「白氏集後記」に拠るものであり、杭蘇両本あるいはその一本は紹興本と同じく先詩後筆に「改編した一本」であるが、しかも紹興本よりも後出の同系本であるが、「集後記」をもつものであった。そもそも「集後記」は白居易の自序にして自編七五巻本の経緯を告げるもので、「墓誌銘」と同様に重要な、あるいは「墓誌銘」をめぐる偽作説があることを考えればそれ以上に重要な、缺くべからざる作品である。紹興本が景祐本にある重要な「集後記」を缺くということは両者の間に大きな断絶があると認めざるを得ない。さらにいえば、景祐本の末尾には五代・陶穀「龍門重修白樂天影堂記」が附録されており、これも敢えて削除する必要のないものである。そこで先の刻工から知られる地域の問題をも考慮すれば、紹興本は杭州刻本ではなく、蘇州あるはその他の浙江地方の刊刻である可能性が愈々高くなる。なお、現存の明版諸本も先詩後筆七一巻本であって紹興本を始めとする南宋の蘇本、杭本の系統に属するものと考えられており⁽¹⁶⁾、それらにも「白氏集後序 [記]⁽¹⁷⁾」が収められている。そこ

(15) 「那波本と作品番号」(『白居易講座(五)白詩受容を繞る諸問題』勉誠社1994年p 56)。

(16) 花房英樹「宋本白氏文集について」(『神田博士還暦記念書誌學論集』平凡社1957年p 486)、神鷹徳治「明版諸本」(『白居易研究講座(六)白氏文集の本文』)等。

で蘇本が紹興本の系統にして「白氏集後記」の無いものであったならば、明刊本は杭本によってそれを得たということになろう。ただし蘇本は紹興年間以後に補訂重刻されており、その際に「白氏集後記」が補遺された可能性はある。

嘉定二年呉郡刊本と「蘇本」の淵源

蘇本の嘉定二年以前の状況についてもかなり究明することができる。楼鑰「跋白樂天集目錄」に次のようにいう。

香山居士之詩，愛之者衆，亦有輕之者。……余平日佩服其妙處，手編「目錄」，寄呉門使君李公諫議，併以所聞錄寄之。李德劭有『白氏年譜』，尚當訪求以成此書云。

「目錄」を自編したということはその『集』に「目錄」が無かったのである。謝思煒(p151)は同文を引いて「所謂“手編目錄”，似是樓氏爲白詩所作編年之類。後得李璠所撰年譜，自可代替此“目錄”⁽¹⁸⁾と解釈するが，樓氏手編の「目錄」は所収作品を示すものであって明らかに「編年」の類ではなく，したがって李『年譜』を得たために「目錄」に替える必要もない。「目錄」本が現存しないために『年譜』の類と同一視したのではなかろうか⁽¹⁹⁾。現存の那波本、紹興本を閲すれば、目錄は基本的に同じであるが、『集』首の総目はただ類目を示したものであり、各巻首では“筆”類(那波本巻21「詩賦」から)に限って篇名を記す。ただし兩本とも総目や各巻首目錄に示す首数と実際の所収数との間には齟齬が多い。たしかに所収を明らかにする必要があった。しかのみならず、「目錄」を完備したことは爾後の定本としての位置を築いたものともいえよう。その底本は楼鑰所蔵のものであった。楼鑰「跋龍眠二馬」に次のようにいう。

余家藏『白氏長慶集』久矣，近又得呉門大字者，周伯範模欲得舊本，以所

(17) 「姑蘇錢應龍」刻本は「白氏文集後序」，「呉郡婁堅序」馬元調校本も「白氏長慶集後序」に作るが，これには『後集』二〇巻の「後序」との混同がある。それに「白氏前著『長慶集』五十巻，元微之爲序；『後集』二十巻，自爲序；今又『續後集』五巻，自爲記」というから「後記」が正しい。陳『譜』の「大和二年」条に「有『文集後序』云：“二年秋，余春秋五有七”」というのは紹興本「白氏文集巻第二十一」の巻首に載せる「後序」であって「集後記」と区別されている。なお、『解題』が『白氏長慶集』と題しながら「文集後序」というのは底本の巻首に「白氏文集」とあったからではなかろうか。紹興本もそのように作る。

(18) 謝思煒『白居易集綜論』(中国社会科学出版社1997年)。

(19) 明刊本には集首に所収の全篇名を記した総目録があり，これが楼鑰の「目錄」に出るものであれば蘇本に拠ったことが考えられる。明刊諸本の「目錄」を調査、対校する必要がある。

藏龍眠二馬遺余。古有以妾換馬者矣⁽²⁰⁾。以書換馬，自攻媿始，可博一笑。樓鑰家藏の「舊本」は「近又得吳門大字者」の底本あるいは近い系統のものであったために馬と交換したのであろう。「吳門大字」本は「近又得」であるから、謝思煒 (p151) が「樓鑰所謂“吳門大字”本，因其自謂“近得”，疑即李伯珍刊本」というように、樓鑰が李大異に託した嘉定二年 (1209) 吳郡刻本を指すものと見做したい所であるが、樓鑰「周伯範墓誌銘」によれば周伯範は「嘉定元年三月二十九日」に死去しているから、嘉定元年初以前ののものであって李大異刻本ではあり得ない。その一つとして考えられるのが平江府公庫本である。陳造「題長慶集」に次のようにいう。

樂天人中龍，……。此板在平江公庫，歲久漫滅，予以意補葺之，遂爲嘉本。かつて平江府では、恐らく公使庫錢を用いて、『白氏長慶集』が刊刻されており、後に陳造がそれを補修した。陳造 (1133-1203) は淳熙十三年 (1186) から紹熙元年 (1190) の間、平江府学教授の任にあった⁽²¹⁾。「此板在平江公庫，歲久漫滅」というのは淳熙十三年 (1186) 頃の版木の状態である。その前、乾道六年 (1170) に廬山を訪れている陸游は『入蜀記』に「建炎中又壞於兵。今獨有姑蘇版本一帙，備故事耳」と記録している。この「姑蘇版」と「此板在平江公庫」は時間的に極めて近く、同一地でもあることから異版を指すとは考えにくい。なお、陸游に「陳長翁 (造の号) 文集序」(嘉定二年 1209) があるが、『長慶集』補修等について言及はない。そこで陳造の補修は嘉定二年 (1209) 吳郡刻本の約二〇年前のことであるから、樓鑰家藏の「舊本」が「歲久漫滅」の「平江公庫」刻本であり、「近又得吳門大字者」が陳造補修本であると考えてみることができる。樓鑰が陳造補修本を入手し、さらに手編「目錄」を加えて嘉定二年に覆刻させたのではなからうか。樓鑰が吳郡守李大異に託して刊刻させた理由を推察するに、両氏の親密な関係もさることながら、吳郡でかつて『白氏長慶集』が刊刻されたからであり、さらにいえばその版木が残存していたことも一因として考えられる。ただし陳造補修本は平江府所蔵の版木によって自家用として若干部を印刷したに過ぎない。そのことは下に挙げる別の「題長慶集」

(20) 古樂府「愛妾換馬」を指す。白居易「酬裴令公 (度) 贈馬相戲」(紹興本卷 34) でもそのことを詠む。詩については丸山茂「樂天の馬—唐代文学の文化史的研究」(『白居易研究年報』2, 勉誠出版 2001 年) に詳しい。

(21) 拙稿「范成大『石湖大全集』の亡佚と『石湖居士詩集』の成立」(『島大言語文化』23, 2007 年)。

からも窺える。

南宋四明刻本と李璜「年譜」の底本

楼鑰家蔵本として考えられるのが四明版刻本である。陳造「題長慶集」に次のようにいう。

樂天一代鉅儒，……。此本板在四明，予印得之。暇輒課數紙，振發舊聞之遺忘者，其益不貲。其間差誤，亦改定一二。紙緊好，壽百年未艾也，子孫其寶之。

「四明」とは明州・慶元府。陳造は紹熙元年に平江府教授の任を去り，明州定海の知縣となる。この四明版本は陳造の改訂を経て刊刻されたのではなく，すでに四明に版本があり，陳造はそれを使って個人用として自ら僅少部印刷したのである。四明版『白氏長慶集』の刊刻が紹熙元年（1190）以前のいつであるのか特定はできないが，楼鑰は明州鄞縣の人であるから，「余家藏『白氏長慶集』久矣」とはこれを指している可能性が高い。少なくとも陳造の明州版重印本は「近又得」ではあっても「呉門大字者」蘇本ではない。

いっぽう李璜もかつて四明に居た。楼鑰「檠菴居士文集序」に「紹興間，名之從“民”者尚多俊茂。余生晚，猶及……，又有名璜、字德勛者。……恥從進士舉。……一試，果魁維揚。後寓四明，筆力雄邁，人所罕及。時初脫兵人之厄，郡縣庠校記文多出其手。……侍御史王公伯禮、伯庠爲教官。……既不得志場屋，蕭散骸髀，以終其身」という。宋朝南渡の後，李璜は明州に寓居しており，楼鑰はその地で李璜とその撰『白氏長慶詩譜』を知った。早年に郷里で知ったのであれば紹興中（1131-1162）のことである。楼鑰（1137-1213）は隆興元年（1163）の賜同進士。李璜の生卒年も未詳であるが，李璜「重建明州州學記」は紹興七年（1137）の撰であり，王伯庠（1106-1173）「郷飲酒記」によれば建炎末（1130）の兵火で明州は壊滅し，州学が復旧したのが紹興八年，王伯庠が明州教官となったのが紹興十年である。李璜が用いた『集』は後に陳造が紹熙元年（1190）に利用している四明版本であった可能性が高い。そこで注目したいのが傳増湘旧蔵『白氏六帖事類集』であり，これは明州鄞縣において紹興六年に刊刻されている。李璜『詩譜』も明州での撰，かつ時期も極めて近い。『白氏長慶集』、『白氏六帖』の刊行事業と『白氏長慶詩譜』の撰は当時の明州における白居易の愛好を背景にした一連の動きとは考えられないであろうか。また，陳造は「暇輒課數紙」しているから先の「此板在平江公庫，歳久漫滅，予以意補葺之」と比べればさほど古いものではない。四明版の初刊が南渡後の紹興年間に求められ

るならば嘉定二年呉郡刻本よりも四〇年以上早い。楼鑰のいう「余家藏『白氏長慶集』久矣」の「舊本」とは「此板在平江公庫」の旧本ではなく、郷里明州で刊刻された四明本と見做してよかろう。李璜『白氏長慶詩譜』もそれに拠っている可能性があるが、陳造が校訂したように四明本と蘇本とは若干異なっており、さらに陳『譜』の「會昌六年」条には「『舊譜』云：李德裕貶崖州，公有詩三首，……。而此詩『集』中無有」というから、李『譜』所拠本にこの詩が載っていたならば、むしろ蜀本に近い特徴を備えていたことになる。

Ⅱ 北宋諸本の系譜と南宋刊本との関係

では、それ以前、北宋諸本の系譜についてはどうか。また、それらと南宋の刊本はいかなる関係にあるのか。

七〇巻本と北宋における補遺

唐末から北宋にかけての系譜については宋敏求『春明退朝録』（熙寧三年 1070）巻下の次の一節が有名である。

唐白文公自勒『文集』，成五十卷、『後集』二十卷，皆寫本，寄藏廬山東林寺，又藏龍門香山寺。高駢鎮淮南，寄語江西廉使，取東林『集』而有之。香山『集』經亂，亦不復存。其後，履道宅爲普明僧院，後唐明宗子秦王從榮又寫本，置院之經藏，今本是也，後人亦補東林所藏，皆篇目次第非眞，與今吳、蜀摹版無異。

白居易手寫本を七〇巻とし、奉納先で東林寺と香山寺のみ挙げるのは白居易「集後記」にいう所と異なるが、陳舜俞『廬山記』（熙寧五年 1072）巻2に

白公草堂……。至大和九年爲太子賓客，始以『文集』六十卷歸之。會昌中致仕，復送『後集』十卷及香山居士之像。廣明中（880-881），與遠公『匡山集』並爲淮南高駢所取。吳・大和六年（934），德化王（楊）澈嘗抄謄以補其缺，後復亡失。今所藏，實景德四年（1007）詔史館書校而賜者。

というのにはかなり符合する。淮南節度使高駢が東林寺本を取得したのは唐末に近い広明年間、白居易の卒後三十五年のことである。「後人亦補東林所藏」とは李從榮が書写して奉納した普明院本だけでなく、楊澈による書写本も補缺されたものであることをいうであろう。李從榮（?-933）は後唐・天成四年（929）に河東節度使から河南尹となっている⁽²²⁾。「景德四年詔史館書校」本は太宗雍

(22) 『舊五代史』巻51、『新五代史』巻15本伝。

熙三年(986)に成書して真宗景德四年に分校改編された『文苑英華』所拠本であり、その東林寺への「賜」本は陸游『入蜀記』に「白公嘗以『文集』留草堂、後屢亡逸。眞宗皇帝嘗令崇文院寫校、包以斑竹帙送寺。建炎中又壞於兵。今獨有姑蘇版本一帙、備故事耳」という崇文院写校奉納本、後に『崇文總目』(慶曆元年1041)が著録する「白氏文集七十卷」に違いない。『春明退朝録』巻中に「本朝三館合爲一、並在崇文院中。景祐中命修『總目』、則在崇文院」。

これらによれば神宗朝の初、北宋中期には普明院本と東林寺本および呉本と蜀本の翻刻本が知られていたが、「皆篇目次第非眞、與今呉、蜀摹版無異」、いずれも編次に問題があったという。花房(p 84)は『春明退朝録』以前の景祐四年(1037)杭州刊本を「呉本」の一種と考え、南宋蜀本も北宋蜀本に出るものと認めて、『春明退朝録』が「呉蜀摹版」として一括しているから、ほぼ同類のものであったと考えられる」ことによって「北宋における「呉本・蜀本」は、一応ともに「前後続集」本と考えても危険ではないであろう」と結論する。「ほぼ同類」の前後続集本であると見做してよいとしても、しかしそうならば「皆篇目次第非眞」に合わなくなる。「先詩後筆」本こそ「非眞」なのである。「皆篇目次第非眞」とは『集』全体の編次ではなく、直前の「後人亦補東林所藏」について謂うものではなかろうか。直後には「與今呉、蜀摹版無異」、つまり「篇目次第非眞非」である点において当時の諸本は同じであったというが、今本、廬山本、呉本、蜀本がいずれも廬山東林寺本七〇巻を祖本とするならば、篇目次第は基本的に同じであったはずである。しかし後に補缺されている。その部分について「非眞」と謂うのではなかろうか。現に、今日に伝わる那波本、紹興本や諸写本等の間において、確かに本文の文字や篇目次第に異同は見られるが、最も大きな異同は巻72の有無および巻71所収の一部にある。

では、それ以前、李從榮本との関係はどうか。花房(p 120、p 121)は金沢本の源流本と『文苑英華』との比較によって「英華の拠る一本にも巻七一があったから、李從榮本にもこの巻はあった」「李從榮本は、……續後集五巻の中から拾上げられた詩篇と、續後集以後加えられた少数の詩文とを合せて、五十七首を一巻として巻七一に結集し、先の七十巻に、附録として増補した本である」と推断し、岡村(p 327)は「恐らく李從榮は、この普明院本七十巻を繕写する際、あらためて洛陽を中心に『白氏文集』の残編断編を搜集したところ、意外にも少なからず最晩年の未収作品が発見されたので、とりあえずこれを拾遺として正編七十巻の後に付け加えた」と推測する。恐らくこれに近いであろう。

ただ「五十七首」については那波本巻71の所収が想定されているが、これと異なる、あるいはそれ以外のものを含むものであったことは別の面から証明可能である。唐末五代の孫光憲(?-968)『北夢瑣言』巻6に「其『集』内有詩、輓元相云：……⁽²³⁾、洎「自撰墓誌」云：“與彭城劉夢得爲詩友。”殊不言元公、時人疑其隙終也」というのがそれである。ただし同文は陳氏『年譜』の「開成三年」条に「按此非『墓誌』語、乃『醉吟傳』中語」といってその誤りを指摘するように、「醉吟先生傳」を「醉吟先生墓誌銘」と混同している。そうであるにしても孫氏所見の『集』本に「自撰墓誌」つまり「醉吟先生墓誌銘」が載っていたこと、明らかである。なお、景祐本、紹興本は「醉吟先生墓誌銘」に作るが、『文苑英華』も「自撰墓誌」に作っており、『舊唐書』本伝も「自爲墓誌」という⁽²⁴⁾。孫光憲は後唐明宗の時に荊南に割拠する高氏のもとに逃れており、所見の『集』も李從榮の写本に出るものに違いない。その『集』に載っていた「自撰墓誌」には「前後著文集七十卷」とあるから七〇巻完成後に作られたものであり、実際に那波本七一卷本には収められておらず、景祐本は巻72の後に「佛光和尚眞贊」と共に収める。景祐本は『管見抄』による抄録であってその全容を知ることにはできないが、紹興本の巻71末には「佛光和尚眞贊」、「醉吟先生墓誌銘」を収めているにも関わらず、巻首の篇名目録中には見えない。つまり「醉吟先生墓誌銘」は旧本では巻71の外にあった。また、『管見抄』の底本にも巻72がなかったために景祐本から「醉吟先生墓誌銘」等を抄録しているものであり、日本への将来本の中にも七一卷本はあった⁽²⁵⁾。後に南宋に至って陳氏『解題』が「今本七十一巻、蘇本、蜀本編次亦不同、蜀本又有『外集』一卷、往往皆非樂天自記之舊矣」というのも「今本是也、後人亦補東林所藏、皆篇目次第非眞、與今吳、蜀摹版無異」と同様の認識を示す。いずれも補遺されている「外集」一卷に対する疑問である。陳氏も蘇本、蜀本の七一卷までを正集と見做しており、またそれ以前の蜀本の記録である晁公武『郡齋讀書志』

(23) 引用の詩は「覽盧子蒙侍御舊詩多與微之唱和……題於卷後」と題するもの。文字に紹興本等と異同あり。

(24) このことは五代・宋初においては単に「墓誌」と呼ばれていたものが後に「醉吟先生墓誌銘」に改名されたことを想像させる。本来の名が「自撰墓誌銘」のではなく、単に自撰の「墓誌銘」であったために「自爲」ともいうのであり、後にそれが「醉吟先生傳」に就って「醉吟先生墓誌銘」と呼ばれるようになったのではなからうか。

(25) 太田次男『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究(中)』(勉誠社1997年)「国立公文書館内閣文庫蔵『管見抄』」(p123)。

(紹興二一年 1151) 卷 18 『白居易長慶集』七十一卷」条に『前集』五十卷、有元稹序；『後集』二十卷、自爲序紀；又有『續後集』五卷、今亡三卷矣」というのも正集七十一卷と外集一卷であったために「亡三卷」というのである。馬端臨『文獻通考』卷 233「經籍考」も晁、陳兩氏の著録本を「『白樂天長慶集』七十一卷」に作る。そこで北宋から南宋に至るまで七十一卷が正集と見做されており、高駢七〇卷本が補遺されて七十一卷となったのは李從榮本に始まると考えてよい。しかしその後、さらに増補されてゆき、遂に外集をもつ七二卷本が成立し、それが主流となっていった。景祐本がその一つであるが、早くは楊澈補缺本に始まるのではなかろうか。ただし楊澈補缺本は「後復亡失」というから、その後再度拾遺されたはずである。しかしその後、宋敏求のように増補部分を「皆篇目次第非眞」であると疑う者が現れるようになる。後に七十一卷本を正集として卷 72「外集」が削除や改編によって解体されたのもそのためである。

南宋の「蘇本」と北宋の「呉本」

北宋の「呉、蜀摹版」と南宋の「蘇本、蜀本」との関係については、早く岑仲勉 (p 41) が懷疑し、最近に至っても陳捷 (p 93) は「なお確定することができない」とする。いっぽう花房 (p 110) は『資治通鑑長編』の乾興元年 (1022) 三月の条に見える杭州刺史李及の記事「居官數年、未嘗市呉〔中〕物⁽²⁶⁾、比去、唯市『白樂天集』」を挙げて「この『白樂天集』とは『杭州』刊本であろう。それらの実体を示すのは、内閣文庫所蔵の重鈔「管見抄白氏文集」に、その一部が採られている「景祐四年 (1037) の『杭本』刊行にかかる「七十二卷本」である」という。『管見抄』の録する所によれば景祐本には「重詳定朝奉郎太常博士通判杭州軍州兼勸農同監市舶司事林冀」とあり、これは蔡襄「林君 (冀, 988-1041) 墓誌銘」に「復官通判杭州、寶元元年 (1038) ……」というのに符合する。「呉中物」の「呉」とは狭義では蘇州を指すから、「呉摹版」に合い、南宋にいう「蘇本」にも合う。ただし『〔乾道〕臨安志』卷 3「牧守」によれば李及は乾興元年から天聖三年 (1025) の間、知杭州であったから、購入地は杭州ではなかろうか。また『〔乾道〕臨安志』は「任中、不市物、及去、惟買『白樂天集』一部」に、『〔咸淳〕臨安志』卷 46「秩官」も「任中、未嘗市物、及去、惟置〔買〕『白樂天集』一部」に作っており、「呉」字がない。仮に「呉」字があったとしても、広義の謂いで、江浙地方を指すと考えれば杭州

(26) 『宋史』卷 298「李及傳」は「呉物」を「呉中物」に作る。

刻本であってもよい。花房が景祐杭州刊本を「呉本」の一種と考えたのはこの理解による。ちなみに包融、賀知章、張旭、張若虚は「呉中四士」⁽²⁷⁾と称されるが、賀知章は越州山陰の人として有名。そうならば景祐本は少なくとも十数年後の重刻ということになるが、『管見抄』の転載からはそのことは知られない。また花房 (p 121) によれば「我が国に将来されたのは大中祥符年間であるから、刊行のことは北宋の初頭でもあろう」が、それが杭州刻本であるとは限らない。なお、花房は他 (p 85、p 157) でも大中祥符 (1008-1016) とするが、「寛弘三年に宋商曾令文が舶載した」ならば寛弘三年 (1006) つまり宋の景德三年以前の刊本である。

陸游の記録によれば、廬山東林寺本は南宋初の建炎の兵火によって灰燼に帰したが、「姑蘇版本」は健在であった。それは後に陳造が補修することとなる「此板在平江公庫」であるが、淳熙十三年 (1186) 頃に「歳久漫滅」であったから、初版の成立が陸游の記録する乾道六年 (1170) よりも相当前であろうことは想像に難くない。そこで注目したいのが蘇州における出版事業の歴史である。

周知の如く宋代蘇州では出版事業が盛んであった。范成大『呉郡志』巻6「官宇」の「設廳」条によれば嘉祐四年 (1059) 蘇州で公使庫錢を用いた『杜工部集』の刊刻がおそらく最初であり⁽²⁸⁾、その後、唐代大詩人の『集』が陸續と刊行される。ちなみに熙寧十年 (1077) に『韋蘇州集』が蘇州太守韓朴によって刊刻。それは韋應物がかつて蘇州刺史であったことに縁る。杜甫と併称される大詩人李白も元豊三年 (1080) に蘇州太守晏知止が『李翰林集』を校正させて刊刻している。白居易も李杜に次ぐ大詩人であった、少なくとも北宋には韋應物以上に高い定評があった⁽²⁹⁾。杜甫、李白、韋應物の『集』の初刻が嘉祐四年 (1059) から元豊三年 (1080) までの約二〇年という短い期間に集中していることから推察すれば、蘇州における『白氏長慶集』の刊刻もこの間にあったはずであり、さらに蘇州との縁故あって刊刻された韋應物の『集』よりも後に回されたということも考えにくい。そこで『春明退朝録』は熙寧三年の撰であって熙寧十年刊刻の『韋蘇州集』の前に在るから、「呉摹版」の成立は熙寧

(27) 『新唐書』巻149「劉晏傳」。

(28) 拙稿「范成大『石湖大全集』の亡佚と『石湖居士詩集』の成立」(前掲書)。

(29) 例えば周必大「纂修『文苑英華』事始」に「印本絶少、雖韓、柳、元、白之文、尚未甚傳」。

三年（1070）以前、恐らく嘉祐四年（1059）以後、この約十年の間に限定できる。淳熙十三年（1186）から百年以上経ており、「歳久漫滅」であったわけである。ただしその間に通修改編を経たことは十分考えられる。ちなみに『杜工部集』は紹興初期に、『韋蘇州集』も紹興二年（1132）、乾道七年（1171）に重刊されている。『白氏長慶集』も南宋初期までの間に陳『解題』が記録する蘇本のように改編されたのではなからうか。

残宋本十七巻との関係と先詩後筆本の出現

そのことを想像させるのが、花房（p177）が「南宋刊本であり、この紹興本と編次に差異がなく、十七巻の残本であるから、まだ見るを得ないが、紹興本の右にでるものとは考えられない」といって以来等閑視されてきた北京図書館所蔵「残宋本十七巻」（巻13～16、巻26～34、巻55～58）との関係である。それをつぶさに調査した陳捷（p96）によれば、残宋本は錢曾「讀書敏求記」にいう明「宋氏景濂所藏小宋版」で、後に黃丕烈所藏となった「宋本白氏文集十七巻」であり、「避諱欠筆は北宋の英宗で終わっており」というから、本来は英宗在位の治平間（1064-1066）の刊刻である。それは奇しくも嘉祐四年（1059）から熙寧三年（1070）の間と推定される「吳摹版」の刊刻年代に合致する。さらに注目したいのは治平間刻本に見られる興味深い特徴、残存する巻55から巻58までが紹興本の巻54から巻59までに当たること、つまり一卷のズレがあるということである。陳捷（p97）は「残宋本はどの巻から始まって紹興本より一卷ずつ後ろにずれたのか、また多くなったその一卷の内容はどのようなものであったのかということは判断できない。さらにこの残宋本の原形は全て何巻であったのかということも判断することはできない」というが、巻13～16、巻26～34は紹興本と同じであり、その後から巻55までの間で一卷分多くなっているわけである。紹興本七一巻に対応させれば、増一卷は先詩後筆本の“詩”と“筆”の間に在り、紹興本の巻37は那波本の巻71に当たる。そこでこの『集』は本来七二巻本であったと推定される。景祐本のような前後続集本の巻72にあった「外集」中の“詩”部分が先詩後筆である治平本の巻38となって一卷ずつズレていったものではなからうか。そうならば花房（p86）の説「現存の資料でいえば、北宋における刊本は、その末期を除けば、「前後続集」本のみであった」、「北宋末か南宋初に先詩後筆本が派生した」⁽³⁰⁾も修正の余地があ

(30) 花房英樹「那波本と作品番号」（p71）。

る。なお、錢曾「讀書敏求記」は「十三之十六，二十六之三十，三十三之三十八，共十七卷」に作って巻38の存在を記しており、現存の十七巻本とは巻の合計数は合うが巻順が一部一致しない。黄丕烈『堯圃藏書題識』が「此或係遵王筆誤，而古書之傳信於後甚難矣」と懷疑する所以であるが、この不一致は「三」と「五」の書体が近い、また前に「三」が連続していることなどから「五」を「三」に誤り、中間にある「四」字を脱して

誤：十三之十六二十六之三十 三十三之三十八共十七巻

正：十三之十六二十六之三十〔四〕五十五之五十八共十七巻

の如く誤ったものではなからうか。

治平本が七二巻の先詩後筆本であるならば、杭州刺史李及が天聖三年（1025）に購入した「吳中物」の『白樂天集』が蘇本か杭本か確定できないとしても景祐本の前にあるから措くとして、景祐本は前後続集本七二巻であるから、その約三〇年後の治平本をもって先詩後筆本への改編の最初あるいはそれに近いものと見做してよからう。これが宋敏求のいう北宋の「吳摹版」であり、南宋に至って陸游のいう「姑蘇版本」、陳造のいう「此板在平江公庫」、李大異刻本、陳振孫のいう「蘇本」の系統ではなからうか。

しかし南宋の蘇杭本系は明らかに七一巻本である。七二巻本が七一巻本になった経緯について花房（p 82）は「紹興本は、詩篇を悉く脱落し、「佛光和尚眞贊」と「醉吟先生墓誌銘并序」のみを採り上げていた」、「紹興本や銅活字本が、このような外集の数多くの作品を重視しなかった」理由を「陳振孫が指摘していたように「白樂天の自記の旧に非ず。」といわれるほどの混乱を含んでいたからである」（p 82）とする。たしかに紹興本は「詩篇を悉く脱落し」た形になっているが、じつは紹興本以前にそのような編次が成立していた。それが治平本である。治平本はすでに先詩後筆本に改編された、おそらく七二巻本であろうが、その巻38は“先詩”部分の末巻であり、前後続集本の巻72「外集」中の詩である。たしかに銅活字本や那波本は「外集」のない七一巻本である点において紹興本と同じであり、そこで花房（p 239）は共通の北宋祖本を想定して復原を試みたわけであるが、それでは編次の問題が残る。紹興本が蘇本か否かは措くとしても、基本的な特徴から見れば、治平本七二巻の巻38を削除したものが「詩篇を悉く脱落し」た先詩後筆七一巻本であり、紹興本を含む陳『解題』等という南宋の杭蘇両本の系統に最も近いのである。治平本と紹興本は所収および文字において必ずしも同一ではなく、また治平本にあって紹興本にな

いもの、巻15「城西別元久」、巻27「夜題玉泉寺」等はすでに知られており、治平本は残一七巻に過ぎないから更に異同があることは予想されるが、少なくとも先詩後筆本巻七一の成立を考えるに当たっては、前後続集本七二巻から先詩後筆本七一巻に改編されたのではなく、前後続集本七二巻から先詩後筆本七二巻に改編され、更に先詩後筆本七一巻に改編されていったという過程を想定した方が合理的であろう。つまり、宋敏求が評した「後人亦補東林所藏、皆篇目次第非眞、與今吳、蜀摹版無異」という類の懷疑や批判が起こり、それを受けて「吳摹版」系では治平本から紹興本のような南宋の蘇杭本系が生まれ、「蜀摹版」とは袂を分かつこととなったのである。

おわりに

最後に、本稿で考察した所をまとめておけば、およそ表『『白氏文集』宋代諸本の関係』のようになる。

忠州	洛陽	江州	蘇州	杭州	明州	地/編	
		高駢取得(広明中 880-881) 廬山東林寺藏白居易奉納本				前	七〇巻
	李從栄書写奉納普明院(天成四年 929)						後
		楊澈抄書補缺(大和六年 934)後亡佚				續	
	孫光憲(? -968)所見本						
	『文苑英華』(太平興國七年 982)所摭本						
	曾令文將來景德三年(1006)本					集	
		崇文院書校奉納(景德四年 1007)本					

				杭州刺史李及購入 (天聖三年1025)		七 二 卷
那波本祖本『白氏文集』(?)				杭州通判林冀詳定『白氏文集』(景祐四年1037)		
			『白氏文集』(治平中 1064-1066)			先 詩 後 筆
『春明退朝録』“蜀本”	『春明退朝録』“今本”		『春明退朝録』(熙寧三年 1070) “吳本”			
晁公武録『白居易長慶集』(紹興二一年 1151)		建 炎 中 (1127-1130) 壞於兵	紹興(1131-1162)本『白氏長慶集』七一卷		『白氏長慶集』(紹興中) (李璜『詩譜』底本?)	
何友諒『白集年譜』(乾道九年 1173)			陸游所謂「姑蘇版本」(乾道六年 1170)			
			陳造補修『白氏長慶集』(淳熙十四年 1187頃)		陳造補修『白氏長慶集』(紹熙元年 1190)	
			李大異刻『白氏長慶集』附樓鑰「目錄」、李璜『年譜』本(嘉定二年 1209)			
			趙汝談「吳郡志序」(紹定二年 1229) “將復刊…『白氏長慶集』”	陳振孫『白文公年譜』(紹定三年 1230)		
				趙善書刊刻『白氏長慶集』(端平元年 1234)		
			附李璜『年譜』陳『譜』刻本(嘉熙四年 1240)			

「蘇本」「杭本」「蜀本」という呼称中の地名を反映させるために地域によって区別することを試みたが、実際には刊刻、書写、取得等の地の不明なものが多く、同系統にあると思われるものは便宜上同一地に入れておいた。孫光憲所見本、楊澈抄補本、『文苑英華』所拠本、曾令文将来本、治平本等がそれである。那波本祖本の成立地も未詳であるが、年代は晁公武の著録する「外集」を含む七二卷本よりも前であり、また偽作とされる「李德裕相公貶崖州三首」の編入以後である。この詩是那波本の巻20の末に編入されているが、紹興本では脱落している、あるいは刪削されている。いっぽう蘇轍「書『白樂天集』後」(元符元年1098)に見え、真宗朝から仁宗朝の間(1023-1063)の人である令狐揆も言及しているから北宋の中期まで遡ることができよう。この問題については稿を改めて詳考する。

(2008.1.10)